

令和2年5月4日（月・祝）

YCVB賛助会員 各位

新型コロナウイルス感染拡大防止のための在宅勤務の延長について

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューローでは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的に、令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（水・休）まで、在宅勤務体制を導入させていただいております。

本日、政府から、現在の緊急事態宣言について全47都道府県を対象に5月31日（日）まで延長することが発表されました。

これに伴い、当財団でも、新型コロナウイルス感染拡大予防措置のために、在宅勤務期間を延長し、当初5月6日（水・休）としていた終了予定を、5月31日（日）までといたします。

この間、財団事務所の維持・管理・運営のため、最低限の人数が事務所に勤務する対応となります。

賛助会員の皆様ならびにお取引先等ご関係者様におかれましては、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

▼お問い合わせについて

お問い合わせについては、下記のお問い合わせフォームをご利用ください。

<https://business.yokohama-japan.com/ja/contact/>

※なお、在宅勤務実施期間中につきましては、回答やウェブサイト更新等にお時間を要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。

公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー  
経営企画部

TEL : 045-221-2111 FAX : 045-221-2100